

※売上金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額で算定します。

交付要件（申請受付要項の2（2）ア～キ）のすべてに該当し、以下の①②いずれかに該当する飲食店で、協力金の対象施設となっているか？
①接待を伴う飲食店
②酒類を提供する飲食店
※対象外施設についてはQ&Aを参照

全県版時短協力金申請に係るフローチャート

※福島県内（会津若松市、いわき市を除く）に対象店舗を有する方
※中小企業の方は、自らの申請方針を選択する際の参考としてください。

以下のア～エの区分に応じて申請に当たった際の「売上の状況に関する資料」が異なりますので、別表1チェックリストの各区分に応じた書類をご準備ください。

はい

令和2年5月2日以降に開店

中小企業か？※¹
○飲食業
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社
or
常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

○サービス業（カラオケ店等）
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社
or
常時使用する従業員が100名以下の会社及び個人

はい

令和元年5月または令和2年5月の飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？

※1日当たりの売上＝令和元年5月または令和2年5月の飲食部門の売上金額÷31日

A：25万円以下
B：25万円超

A

ア 売上高方式により申請

(2.5～7.5万円/日)

はい

イ 売上高減少方式により申請

(0～20万円/日)

いいえ

令和元年5月または令和2年5月と比較して、令和3年5月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が187,500円以下か。

いいえ

中小企業か？
(中小企業の定義は※¹のとおり)

はい

令和2年5月2日～令和3年5月13日までの飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？

※1日当たりの売上＝開店日～令和3年5月13日までの飲食部門の売上÷開店日から令和3年5月13日までの総日数（定休日含む）で除して算出

C：25万円以下
D：25万円超

D

開店日から令和3年5月13日までの飲食部門の1日あたりの売上と比較して、令和3年5月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が187,500円以下か。

はい

いいえ

ウ 新規開店特例による売上高方式により申請

エ 新規開店特例による売上高減少方式により申請

協力金の交付対象外です。

いいえ

いいえ